

## 第10章 環境の保全のための措置

### 10.1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

#### 10.1.1 環境の保全のための措置の検討

予測及び評価に際して講ずることとした環境影響評価の項目ごとの環境の保全のための措置の一覧は、次頁以降に示すとおりである。本事業では、事業者の実行可能な範囲で環境への影響が回避または低減できると考える。環境の保全のための措置については、事業者である東埼玉資源環境組合が主体となり、実施・管理を講じていくこととする。

#### 10.1.2 環境の保全のための措置

予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置は、表 10.1-1 に示すとおりである。

表10. 1-1 (1) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

項目	環境影響要因	影響	環境の保全のための措置	措置の区分	理由	効果の確実性
大気質	建設機械の稼働	排ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械については、排出ガス対策型の機種の使用に努める。</li> <li>建設機械のアイドリングストップを徹底する。</li> <li>建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。</li> <li>建設機械の整備、点検を徹底する。</li> </ul>	低減	建設機械の排ガスによる影響を低減する。	○
	資材運搬等の車両の走行	排ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材運搬等の車両については、排出ガス規制適合車を使用する。</li> <li>資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。</li> <li>資材運搬等の車両による搬入が一時的に集中しないよう計画的かつ効率的な運行管理に努める。</li> </ul>	低減	資材運搬等の車両の排ガスによる影響を低減する。	○
	施設の稼働	排ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準を遵守するとともに、自主規制値を設定し、モニタリングを実施する。</li> <li>排出ガス処理施設を設置し、適正な運転・管理を行う。</li> <li>ガス量の変動ならびにダスト払い落とし時のばいじん量の変動に対しても、十分追従できる高性能のバグフィルターを使用する。</li> <li>バグフィルター入口の煙道部に消石灰ならびに反応助剤を空気圧噴射することにより、排ガス中の塩化水素、硫酸化物を除去する。</li> <li>バグフィルター入口の煙道に吹き込む活性炭により、排ガス中の水銀を低減する。</li> <li>排ガス中のダイオキシン類は、炉内での発生を抑制した上で、バグフィルター入口の煙道部に吹き込んだ活性炭へ吸着させ、さらに反応助剤の添加によってバグフィルターで効率的に除去する。</li> </ul>	低減	施設からの排ガスによる影響を低減する。	○
騒音・低周波音	建設機械の稼働	騒音の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械については、低騒音型の使用に努める。</li> <li>建設機械のアイドリングストップを徹底する。</li> <li>建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。</li> <li>建設機械の整備・点検を適切に実施する。</li> <li>近隣への工事騒音の影響を軽減させるため、必要に応じて仮囲い等の設置を行う。</li> </ul>	低減	建設機械による騒音を低減する。	○
	資材運搬等の車両の走行	騒音の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。</li> <li>資材運搬等の車両による搬入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。</li> <li>資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。</li> </ul>	低減	資材運搬等の車両による騒音を低減する。	○
	施設の稼働	騒音の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を採用する。</li> <li>各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。</li> <li>「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準を遵守するとともに、モニタリングを実施する。</li> <li>著しい騒音が発生する機器は、内壁に吸音材を施工する等、防音対策を施した室内に設置する。また、必要に応じて防音カバー等を設置する。</li> </ul>	低減	施設からの騒音を低減する。	○
	施設の稼働	低周波音の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>各設備機器の堅固な取り付け、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努めるよう指導する。</li> </ul>	低減	施設からの低周波音を低減する。	○

注：効果の不確実性は、以下に示すとおり。

○：保全措置の効果に不確実性を伴わない。 △：保全措置の効果に不確実性を伴う。

表10. 1-1 (2) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

項目	環境影響要因	影響	環境の保全のための措置	措置の区分	理由	効果の確実性
振動	建設機械の稼働	振動の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械については、低振動型の使用に努める。</li> <li>建設機械のアイドルストップを徹底する。</li> <li>建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。</li> <li>建設機械の整備・点検を適切に実施する。</li> </ul>	低減	建設機械による振動を低減する。	○
	資材運搬等の車両の走行	振動の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材運搬等の車両のアイドルストップを徹底する。</li> <li>資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。</li> <li>資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。</li> </ul>	低減	資材運搬等の車両による振動を低減する。	○
	施設の稼働	振動の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備機器は実行可能な範囲で、低振動型の機種を採用する。</li> <li>特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝播を防止する装置等を設置する。</li> <li>各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。</li> <li>「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準を遵守するとともに、モニタリングを実施する。</li> </ul>	低減	施設からの振動を低減する。	○
悪臭	施設の稼働	悪臭の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>臭気が発生しやすい場所は密閉構造とし、内部を負圧にし、臭気の漏えいを防ぐ。</li> <li>プラットフォーム出入扉にはエアカーテンを設置する。</li> <li>プラットフォーム及び敷地内道路は定期的に清掃するとともに、必要に応じてプラットフォーム及びゴミピット内への消臭剤散布により悪臭防止に努める。</li> </ul>	低減	施設からの悪臭を低減する。	○
水質	施設の稼働	汚水排水の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働に伴う排水は、「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される排水基準を遵守するとともに、モニタリングを実施する。</li> </ul>	低減	汚水排水の発生を低減する。	○
土壌	施設の稼働	排ガスの発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働に伴い発生する排ガスは、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「埼玉県生活環境保全条例」において規定される規制基準を遵守する。</li> <li>排ガス処理設備を適切に運転・管理を行うことで、排ガス中の大気汚染物質の捕集、除去を行い土壌への沈降、蓄積による汚染の防止に努める。</li> <li>灰等の車両への積込みは、場外に飛散させないために施設建屋内で行う。</li> <li>灰等の運搬にあたっては、飛散や流出防止対策を施した運搬車両を使用する。</li> </ul>	低減	施設からの排ガスによる影響を低減する。	○

注：効果の不確実性は、以下に示すとおり。

○：保全措置の効果に不確実性を伴わない。 △：保全措置の効果に不確実性を伴う。

表10. 1-1 (3) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

項目	環境影響要因	影響	環境の保全のための措置	措置の区分	理由	効果の確実性
動物	工事の実施（建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行）	猛禽類の保全すべき種及びその生息環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械については、低騒音型・低振動型の使用に努める。</li> <li>建設機械のアイドリングストップを徹底する。</li> <li>建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。</li> <li>建設機械の整備・点検を適切に実施する。</li> <li>資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。</li> <li>資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。</li> <li>資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。</li> </ul>	低減	猛禽類への騒音・振動の影響を低減する。	○
		ハヤブサの繁殖活動等への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハヤブサの営巣地近辺に仮設の足場を設置する場合は、一時的に本種の営巣地への出入りが困難になる可能性があるため、当該作業を本種の非繁殖期に実施する。</li> <li>ハヤブサの繁殖期（2月～6月）において、工事開始時に段階的に稼働時間を増やす等のコンディショニングを実施する。</li> </ul>	低減	ハヤブサの繁殖活動等への影響を低減する。	○
	施設の稼働	魚類・底生動物の保全すべき種及びその生息環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働に伴う排水は、「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される排水基準を遵守するとともに、モニタリングを実施する。</li> </ul>	低減	魚類・底生動物への影響を低減する。	○
廃棄物	造成等の工事	廃棄物の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事に伴い発生する廃棄物は、発生の抑制、再利用、再資源化を促進する。</li> <li>再利用・再資源化できない廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施する。</li> <li>既存施設の改修工事において、新たに特別管理産業廃棄物（飛散性アスベスト・PCB等）が発生された場合は、適切に処理・処分するとともに、その事実をマニフェストにて確認する。</li> </ul>	低減	廃棄物の排出を抑制する。	○
	施設の稼働	廃棄物の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令等を遵守し、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。</li> </ul>	低減	廃棄物の排出を抑制する。	○

注：効果の不確実性は、以下に示すとおり。

○：保全措置の効果に不確実性を伴わない。 △：保全措置の効果に不確実性を伴う。

表10. 1-1 (4) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

項目	環境影響要因	影響	環境の保全のための措置	措置の区分	理由	効果の確実性
温室効果ガス等	建設機械の稼働	温室効果ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械のアイドリングストップを徹底する。</li> <li>建設機械は、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。</li> <li>建設機械は、低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。</li> <li>建設機械の整備、点検を徹底する。</li> </ul>	低減	温室効果ガスの排出を抑制する。	○
	資材運搬等の車両の走行	温室効果ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。</li> <li>資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。</li> <li>資材運搬等の車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう徹底する。</li> <li>資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。</li> </ul>	低減	温室効果ガスの排出を抑制する。	○
	施設の稼働	温室効果ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努める。</li> <li>廃棄物焼却の熱を利用した高効率の発電を行い、発電した電力は施設で利用し、余剰電力は売電することで、二酸化炭素の削減を図る。</li> <li>ごみ焼却により発生した熱は、タービンから抽気された蒸気で熱交換器により温水をつくり、周辺施設に熱供給する。</li> </ul>	低減	温室効果ガスの排出を抑制する。	○
	自動車交通の発生	温室効果ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物等運搬車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。</li> <li>廃棄物等運搬車両のアイドリングストップを徹底する。</li> <li>廃棄物等運搬車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう徹底する。</li> <li>廃棄物等運搬車両の整備、点検を徹底する。</li> </ul>	低減	温室効果ガスの排出を抑制する。	○

注：効果の不確実性は、以下に示すとおり。

○：保全措置の効果に不確実性を伴わない。 △：保全措置の効果に不確実性を伴う。